

内航フィーダー輸出入コンテナ貨物利用促進事業補助金交付要項

(目的)

第1条 茨城港常陸那珂港区におけるコンテナ貨物の集荷を図り、内航フィーダー航路（茨城港常陸那珂港区～東京港・横浜港）の維持及び拡充を図るため、内航フィーダー輸出入コンテナ貨物利用促進事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要項に定めるところによるものとする。

(対象期間)

第2条 補助金の対象期間は、平成23年10月から平成24年3月までとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、茨城港常陸那珂港区において、内航フィーダー航路を利用してコンテナ貨物の輸出入を行った荷主のうち、次に掲げる項目をすべて満たす者とする。なお、取扱量はTEUベースで算定することとし、空コンテナは除く。

(1) 国内に事業所を有している者であること。

(2) 対象期間において、コンテナ貨物取扱量が6TEU以上であること。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 平成22年度に、茨城港常陸那珂港区において内航フィーダー航路を利用してコンテナ貨物の輸出入を行っていない者。

イ 平成22年度に、茨城港常陸那珂港区において内航フィーダー航路を利用してコンテナ貨物の輸出入を行った者で、平成23年10月から同12月までの期間において、前年同期（平成22年10月から同12月まで）の取扱量の1/3を超えた者、又は、平成24年1月から同3月までの期間において、前年同期（平成23年1月から同3月まで）の取扱量の2/3を超えた者。

2 前項に定める荷主は、船会社が発行する船荷証券に記載された荷主であること。ただし、商社等との契約により船荷証券に荷主として記載されていない場合は、実質上の荷主であることが確認できれば補助対象者として記載されることができる。なお、同一コンテナ貨物について重複して申請することはできない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。なお、1申請者当たり500,000円を上限とする。ただし、申請者からの申請額の合計が予算額を超えた場合は、按分して交付するものとする。

(1) 前条第1項第3号アに該当する者については、1TEU当たり10,000円とする。

(2) 前条第1項第3号イに該当する者については、平成23年10月から12月までの期間は、前年同期の取扱量の1/3を超えた増加分について、また、平成24年1月から3月までの期間は、前年同期の取扱量の2/3を超えた増加分について、1TEU当たり10,000円とする。

(事業計画の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする荷主（以下「事業者」という。）は、平成23年11月30日までに、事業計画申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、常陸那珂港振興協会会長あてに提出しなければならない。なお、提出期限後の提出については、会長が別に定める。

(事業者の認定)

第6条 会長は、前条の事業者認定申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の対象と見込まれる事業者に対して、事業者認定通知書(様式第2号)を交付する。

2 会長は、前項の審査のため必要がある場合は、事業者の利用実績等を調査し、関係機関に照会することができる。

(事業計画の変更)

第7条 事業者認定通知書の交付を受けた事業者は、次の各号に該当する場合は、事業計画変更申請書(様式第3号)をすみやかに会長あてに提出しなければならない。

(1) 第5条により提出した事業計画に対して、補助対象見込が30パーセント以上(30TEU以下の場合を除く)変更することが明白となった場合。

(2) 第3条に規定する補助金の要件を満たさないことが明白となった場合。

(交付申請兼実績報告)

第8条 事業者認定通知書の交付を受けた事業者は、事業が完了したときは完了の日から15日以内又は平成24年3月31日のいずれか早いうちに、交付申請書兼実績報告書(様式第4号)に必要書類を添付して会長あてに提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第9条 会長は、前条の申請内容を受理したときは、その申請内容を審査し、適当と認めた場合は交付の決定を行うとともに、補助金の額を確定し、交付決定(確定)通知書(様式第5号)により通知する。

2 会長は、前項の審査のため必要がある場合は、事業者の利用実績等を調査し、関係機関に照会することができる。

(補助金の請求)

第10条 補助金は、補助金の額の確定を行った後に支払うものとし、事業者は、交付請求書(様式第6号)を会長あてに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 会長は、虚偽の請求又は不正手段により補助金を受領したものに対し、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(関係帳簿等の調査)

第12条 会長は、必要があるときは事業者に対し報告を求め、又は、関係帳簿等の書類を調査することができる。

(証拠書類の保存)

第13条 事業者は、当該事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から起算し5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要項は、平成23年10月4日から施行する。